

自営業収入がある被扶養者の認定基準の変更について

当健保では、被扶養者で自営業者の収入は、所得税確定申告の際に計上された経費を、必要経費として収入から控除する取り扱いをしておりましたが、2025 年度より、給与所得者等との公平性※を図ることを目的に、必要経費の取扱いを下記のとおりとします。

※給与所得者については、税や社会保険料等を控除する前の「総収入」にて判断することとなり、必要経費は一切認められておりません。

記

1、「経費」を「当健保が認める直接的必要経費」に変更

旧	自営業収入	-	経費	=	年間収入
▼					
新	自営業収入	-	当健保が認める直接的必要経費※	=	年間収入

※直接的必要経費とは…	生産活動に要する原材料等の費用であり、その費用なしでは事業が成り立たない経費として、実際に金銭を支出しているもの。(例：製造業における原材料費、小売業における仕入れ費)
-------------	--

2. 当健保が認める直接的必要経費

判定	内容
○	直接的必要経費として認める経費
×	直接的必要経費として認めない経費
△	「収支内訳書」の「事業所住所」と「自宅住所」が同一の場合、用途が混在している可能性がある為、事業使用分と自宅使用分が明確にできる書類(直接的必要経費申告書)が、添付された場合に限り、審査の上、事業使用分のみ認めます。 ※「直接的必要経費申告書」は、2025 年 4 月に HP に掲載致します。

①一般所得		②農業所得		③不動産所得	
科目名	判定	科目名	判定	科目名	判定
売上原価(仕入原価)	○	雇人費	×	給料賃金	×
給料賃金	×	小作料・賃借料	○	原価償却費	×
外注工賃	×	減価償却費	×	貸倒金	×
原価償却費	×	貸倒金	×	地代家賃	×
貸倒金	×	利子割引料	×	借入金利子	×
地代家賃	△	租税公課	×	租税公課	×
利子割引料	×	種苗費	○	損害保険料	×
租税公課	×	素畜費	○	修繕費	×
荷造運賃	×	肥料費	○	雑費	×
水道光熱費	△	飼料費	○		
旅費交通費	△	農具費	○		
通信費	△	農薬衛生費	○		
広告宣伝費	×	諸材料費	×		
接待交際費	×	動力光熱費	×		
損害保険料	×	作業用衣料費	×		
修繕費	△	農業共済掛金	×		
消耗品費	×	荷造運賃手数料	○		
福利厚生費	×	土地改良費	×		
雑費	×	雑費	×		
専従者給与・専従者控除	×	専従者給与・専従者控除	×	専従者給与・専従者控除	×
青色申告特別控除額	×	青色申告特別控除額	×	青色申告特別控除額	×

3. 注意点

- ①当健保が直接的必要経費として認める額を除いた年間収入が 130 万円(60 歳以上の方、障害をお持ちの方は 180 万円)未満かつ、被保険者の収入の2分の1未満であれば、これまでどおり被扶養者として認定されます。
- ②現在、当健保に加入している被扶養者は、「2025 年度被扶養者資格確認調査」にて認定継続の可否を審査し、認定不可の場合は、2025 年 10 月 1 日付で被扶養者から外れます。ただし、被扶養者が就職もしくは雇用保険の失業給付を受給した際等は、事由発生日に遡って外れます。(「2024 年度被扶養者資格確認調査」は認定基準の変更はありません。)
- ③新たに扶養認定される方については、2025 年 4 月 1 日から適用されます。
- ④この基準は、認定対象者の扶養義務者の所得を比較する際にも準用します。(夫婦共同扶養の場合)

以 上